

オーストラリアン・カトリック大学と比治山大学との交換留学 及び一般留学に関する協定

オーストラリアン・カトリック大学（以下、「ACU」）と比治山大学（以下、「比治山」）は、以下の事項に関して同意する。

1 定義

この協定における用語の定義をそれぞれ次のとおり定める。

「協定」とは、本協定のことである。

「学年歴」とは、ACUではオーストラリアの学年歴となり、2月から同年の11月までとする。比治山の場合、4月から翌年の3月までとする。本協定で、1セメスターとは、12週から15週を意味する。

「在籍大学」とは、学生が学位取得のために正式に在籍している大学のこと。

「受入大学」とは、学位取得を目的としない学習の一定期間、在籍大学からの学生の受け入れに同意した大学のこと。

「交換留学生」とは、在籍大学より選ばれ、受入大学に受け入れられた学生のこと。セクション3に定義されているように、交換比率(Exchange Ratio)に含まれている学生のこと。

「一般留学生」とは、在籍大学より選ばれ、受入大学に授業料を納めて受け入れられた学生のこと。セクション3に定義されているように、交換比率に含まれていない。

「大学当事者」とは、本協定を結ぶ当該大学のこと。

「授業単位」とは、学位取得コースで提供される個々の授業単位/講義/実習のこと。

2 目的

本協定の目的は、豪日両国の文化の相互理解を深め、本協定にかかる二大学間の特別な協力・友好関係を確立すること、並びに、両大学間における学部学生及び大学院学生の継続的な交流を可能にすることである。

交換留学と一般留学プログラムの目的は、受入大学で単位を取得することを可能にすることであり、受入大学での学位取得を目的とするものではない。受入大学で取得した単位は、通常学生の在籍大学において学位取得要件単位として認められる。受入大学で取得した単位が在籍大学で正規に認定されるように申請することは、交換留学及び一般留学プログラムの参加学生の責務とする。

3 派遣人数

本協定に基づいて、毎年、各大学は相手大学に交換留学生を派遣する。交換留学生の人数は、1対1の割合で決定する。つまり、比治山は1名ACUに派遣し、ACUも1名比治山に派遣する。

本協定の基に認められている交換留学生の最大人数は、1セメスター単位で考えるものとして、各学年歴に1名あるいは2名である。本協定の交換比率の定めるところにより、2名の交換留学生が1セメスター参加する場合を、1名の交換留学生が1学年歴参加するものと同等とみなす。各大学は、同意の人数を超える追加の学生の承認を求めるかもしれないが、その場合受入大学が最終的に受け入れ可否を決める。

比治山はACU英語ランゲージセンターに交換留学生を派遣することがある。この場合、本協定の交換比率の定めるところにより、12週間ACU英語ランゲージセンターで学習する1名の交換留学生を、1セメスターACUに参加する1名の交換留学生と同等とみなす。

交換留学のプログラムに加えて、学生は授業料を納入する一般留学プログラムで相手大学での学習が可能である。一般留学生は交換比率には含まない。受入大学は、在籍大学と毎年協議のうえ、一般留学の派遣人数を決定する。

4 プログラムの実施及び学生の選考

交換留学及び一般留学プログラムは、卒業要件単位の1/3以上を取得した学部学生及び大学院学生を対象とする。

交換留学生及び一般留学生は、受入大学が提供する全ての授業単位の申し込むことができる。

在籍大学は、交換留学及び一般留学の申込みを選考し、最終的な申込書を、登録を希望する学期の申込締切りまでに受入大学に送付する。

受入大学は、学生に授業単位履修を認める前に学生の修学状況を評価する。これは、受入大学での履修可能な授業単位を制限する効果を持つこともある。

受入大学は、受入大学の語学力要件に従って候補者の語学力を評価する。

ACUにおける英語力に関する登録要件の概要は別に定める。

ACUにおいて、英語力の要件を満たさない学生はACU英語ランゲージセンターが提供するプログラムに申し込むことができる。英語力が必要なレベルに達すれば、ACUにおける交換留学あるいは一般留学プログラムに進むことができる。

受入大学は、各候補者の受け入れを判断する最終決定権を有する。

5 両大学の責任

両大学は以下の各事項についての責任を有するものとする。

- A セクション4の規定の条件に従い、交換留学及び一般留学プログラムの学生を相互に受け入れ、学年歴の通常セメスターにフルタイムの学位を取得しない学生として登録することに同意する。
- B 受入大学は、交換留学及び一般留学プログラム、支払うべき費用及び提供されるその他の活動に関して学生に助言する。
- C 交換留学及び一般留学プログラムの学生が、参加可能な関連する短期プログラムについての情報を相手の大学当事者に提供する。
- D 交換留学及び一般留学プログラムへの自大学の学生からの申込みを選考する。
- E 受け入れの正式な締切りまでに、受入大学へ学生の最終的な申込書を送付する。
- F 入学手続き、学習コースの情報、図書館の利用に関する支援など必要なアカデミックカウンセリング及び学生へのサポートを行う。
- G 学生が、受入大学の学則、それと同等のものに示されたルールを順守するよう適切な努力をする。受入大学は、交換留学及び一般留学生の成績あるいは行動に問題がある場合には、この学生を退校させる単独の権利を有する。
- H 学生が受入大学の国の法律・法令等を順守するよう適切な努力をする。
- I 交換留学及び一般留学プログラムの学生にオリエンテーションを実施する。
- J プログラムについて事務的後方支援を行う。
- K 適切な宿泊施設を見つける支援を行う。ただし、宿泊施設の提供に参加大学の義務はない。また、交換留学生及び一般留学生に宿泊施設の提供を保障するものではない。
- L ビザの申請及び（必要とされる場合、）必須の健康保険の購入の支援を行う。
- M プログラム終了後、成績証明書を準備し、学生に代わり在籍大学に直接送付する。
- N 交換留学及び一般留学プログラムを学生に広告し、奨励する。
- O 受入大学から要求があった場合、広告資料の修正・提供を行う。

6 学生の責任

交換留学及び一般留学プログラム参加の学生は、以下の各項目について責任を有する。

- A 各プログラムの規定に従い、授業料とそれに関係する費用及び申込費用を払う。
 - a 交換留学生は受入大学に授業料を納入する必要はない。ただし、受入大学に在籍する期間、在籍大学へ授業料等を納入する必要がある。
 - b 一般留学生は、受入大学に授業料とそれに関係する費用を納入する必要がある。ACUにおいて、比治山からの一般留学生は、当該学期の間、公開されている費用の20%割引の適用を受ける権利がある。割引授業料は比治山を通して直接ACUに申請書を提出した一般留学申込者に限る。
- B 受入大学で授業単位をとるために在籍大学から公式な承認を受ける。
- C ビザ及び渡航に必要な書類を得る。
- D 受入大学の学位取得プログラムの学生と同等の学習を履行し、評価のための要件を満たす。
- E 受入大学の規則及び規定、並びに受入国の法律及び手続きに従う。

- F 受入国の健康保険を購入する。学生ビザ保持者としてオーストラリアに入国する学生はオーストラリア政府の要求に従って滞在期間の保証をする Overseas Student Health Cover (OSHC) を購入しなければならない。
- G 以下の経費を支払う。
受入大学への往復旅費及びその他の交通費
書籍費及び文具費
受入国における住居費を含む全生活費
受入国における旅行及び健康保険費
- H 受入大学に1セメスターを超えて在籍する場合、セメスター間に発生する休暇にかかる住居費、生活費、旅費を支払う資金を有しなければならない。

7 協定書の有効期間と改訂

本協定書は両大学の代表の署名とともに有効となる。どちらかの機関からの要求で終了しない限り、署名の日から3年間有効とする。ただし、双方の同意に基づき、修正または改訂をする場合がある。

いずれかの大学当事者も、他方の大学当事者に対し6か月前までに文書で申し出ることによって本協定を中断、終了する権利を有する。この場合、両大学から交換留学または一般留学プログラムの派遣がすでに決定している参加者は、本協定の条件に基づきプログラムを完了することができる。

8 一般的な条項

ACUと比治山は、本交換留学及び一般留学プログラムが最大限の効力を発揮するようあらゆる方策を講ずるものとする。これらの方策は、学生便覧、広報資料、ニューズレターなどの交換の措置を含むものとする。

ACUと比治山は、教員、研究員、事務職員等の交流を促進し、会議やセミナーを共催することを認める。これらのプログラムの実施にあたっては、個別に協議し、両大学の規則及び規定に従い、かつ双方の適切な基金の許す範囲内で決定していくものとする。

ACUと比治山は、相手の大学当事者が、協定を実施する上で適用されうる輸出に関する法令を順守すべきであることを了解している。オーストラリアでは、ACUは、「Australian Education Services for Overseas Student Act (ESOS) 2000」及びこれに付随する法令の義務を果たす必要がある。「Australian National Code of Practice for Registration Authorities and Providers of Education and Training to Overseas Students (the Code)」

両大学は、ACUが以下を順守すべきであることを理解している：「Human Rights Act 2004 (ACT)」 「Privacy and Personal Information Protection Act 1998 (NSW)」 「Information Privacy

Act 2001(Vic)」、「Information Privacy Act 2009(Qld)」、「Privacy Act 1988(Cth)」、更には(特に国境を越える個人的な情報のやり取りに関して)「新 Australian Privacy Principles」。

本協定に関する学生、職員、研究者に関して、両大学は、以上の法令をこの協定によって順守することになる。これらの法令のため、両大学間で学生の個人的な情報のやり取りが制限される場合がある。要請があれば、ACUはこれらの法令に関する追加情報を提供する。

ACUによる、またACUの海外協定大学における全ての高等教育の科目において、「Tertiary Education Quality Standards Agency (TEQSA)」が定める要件(法令も含む)をACUが順守することの重要性を、両大学は理解し、承認している。TEQSAが定める要件を、ACUが満たすために必要な方策をとることに関して、双方は合意している。それには、ACUが求める全ての質保障評価及び監査を含む(ただし、これらに限定されるわけではない)。

両大学の間で問題あるいは争議が生じた場合、まず、両大学間で争議の解決を目指し、直接の交渉により、その問題あるいは争議の解決に努力する。問題あるいは争議が解決しない場合、双方の合意により第三者を選び、この第三者が問題あるいは争議を調査して解決のための提案をする。第三者の任用にかかる費用は、両大学が均等に負担する。

9 本協定における連絡先

エミー リャン 海外留学主任 ACUインターナショナル オーストラリアン・カトリック大学 テニソン・ウッド・ハウス16階 ナピヤー通り8-20 北シドニー ニューサウスウェールズ州 2060 電話: +61 2 9739 2428 FAX: +61 2 9739 2100 Email: Amy.Ryan@acu.edu.au	中里 有二 准教授 比治山大学 広島市東区牛田新町4-1-1 電話: +81 82-229-0122 FAX: +81 82-229-8946 Email: gakusien@hijiyama-u.ac.jp
--	--

10 署名

本協定書は、両大学当事者の完全な同意に基づくものである。本協定に関し、口頭あるいは文書のいずれの形においても、ここに記されていない解釈、合意、あるいは説明は一切存在しない。本協定書に関するいかなる変更、同意、あるいは権利の放棄も、双方が文章に署名を交わさない限り、どちらの大学当事者も拘束しない。もしこのようななんらかの変更、同意、あるいは権利の放棄が生じる場合には、それぞれの該当する事項及び特定の目的に関

してのみその効力を有する。ACU及び比治山は、この協定書を読み理解した上でその条項及び条件に従うことに同意し、以下それぞれの代表者により正式に署名を交わす。

クリス リレイ
国際交流事務局長
オーストラリアン・カトリック大学
日付： 2014.8.14

重迫 和美
国際交流委員長
比治山大学
日付： 2014.9.8

二宮 皓
学長
比治山大学
日付： 2014.9.8
